

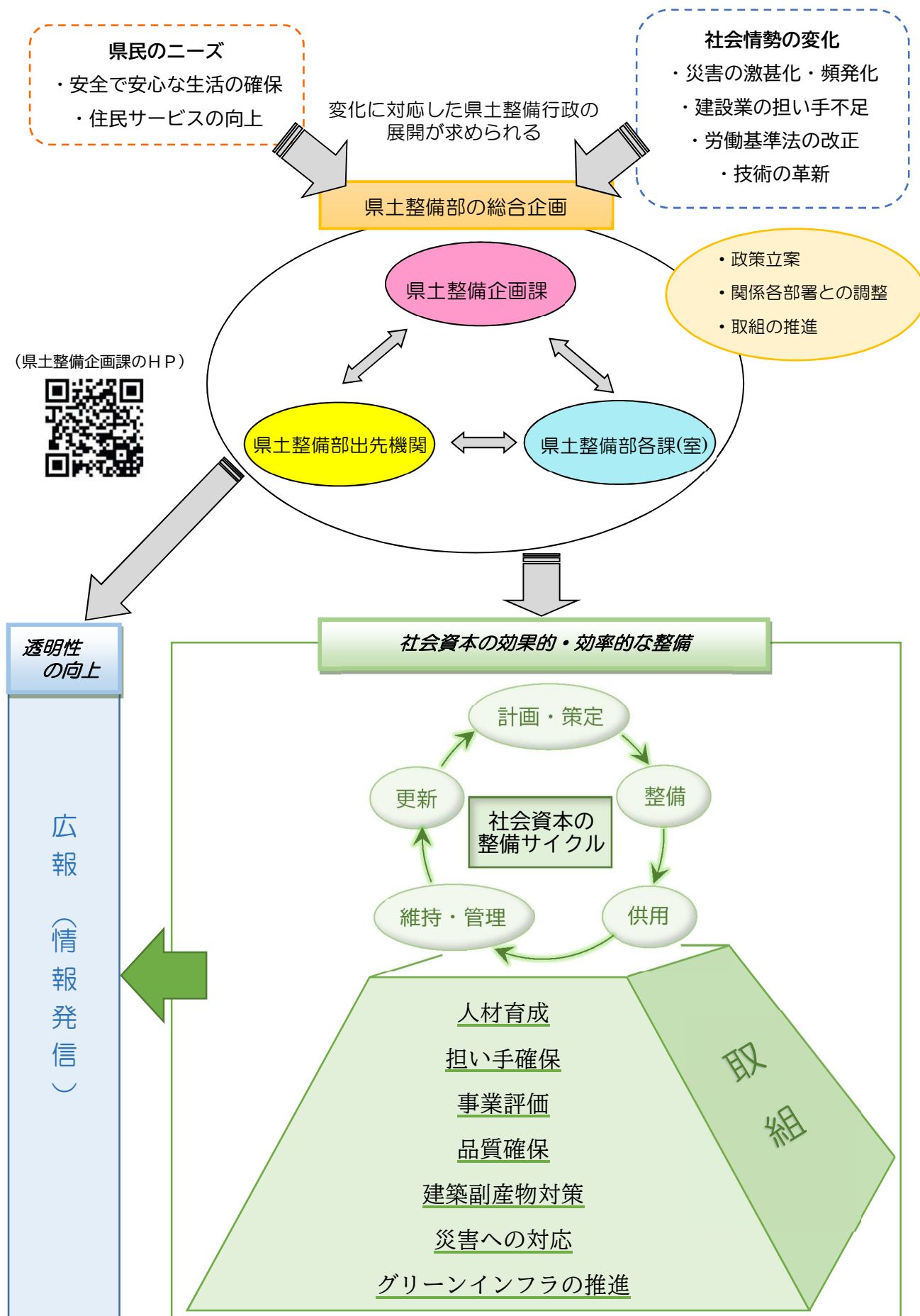
## IV 県土整備行政の総合企画・調整

(県土整備企画課)



#### IV 県土整備行政の総合企画・調整

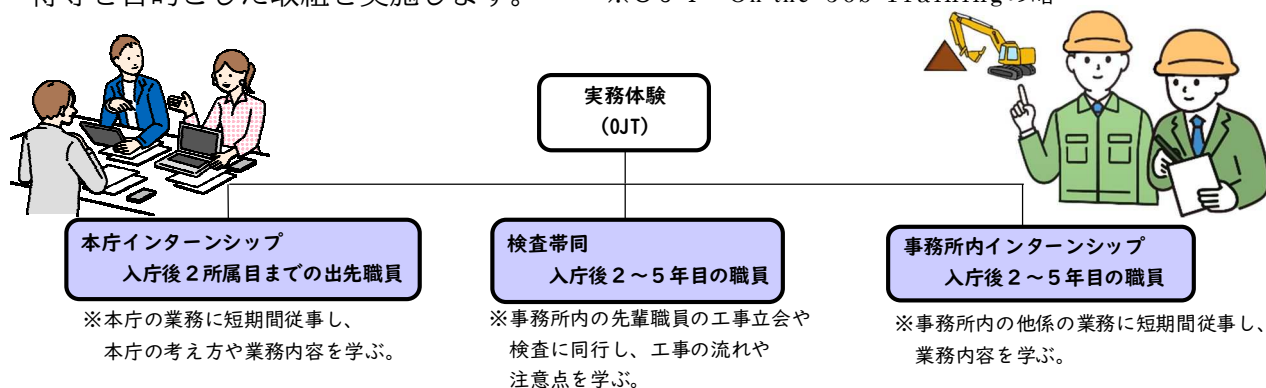
#### ～持続可能な社会の構築～



# 1 人材育成の取組

## (1) 実務体験研修（OJT）

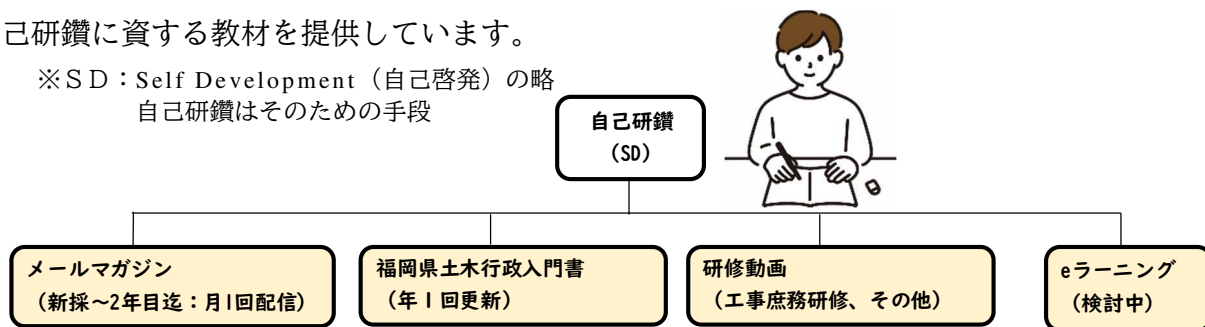
土木工学は経験工学とも呼ばれ、OJTを通じた知識や経験の継承が主に行われてきましたが、業務量の増加や職員同士の関係性が希薄になってきたことからその機会が減少しています。そのため、OJTの強化、コミュニケーションの場の創設、多角的な視点の獲得等を目的とした取組を実施します。 ※OJT：On the Job Trainingの略



## (2) 自己研鑽（SD）

新規採用職員、2年目職員を対象としたメールマガジンの配信（月1回）をはじめ、自己研鑽に資する教材を提供しています。

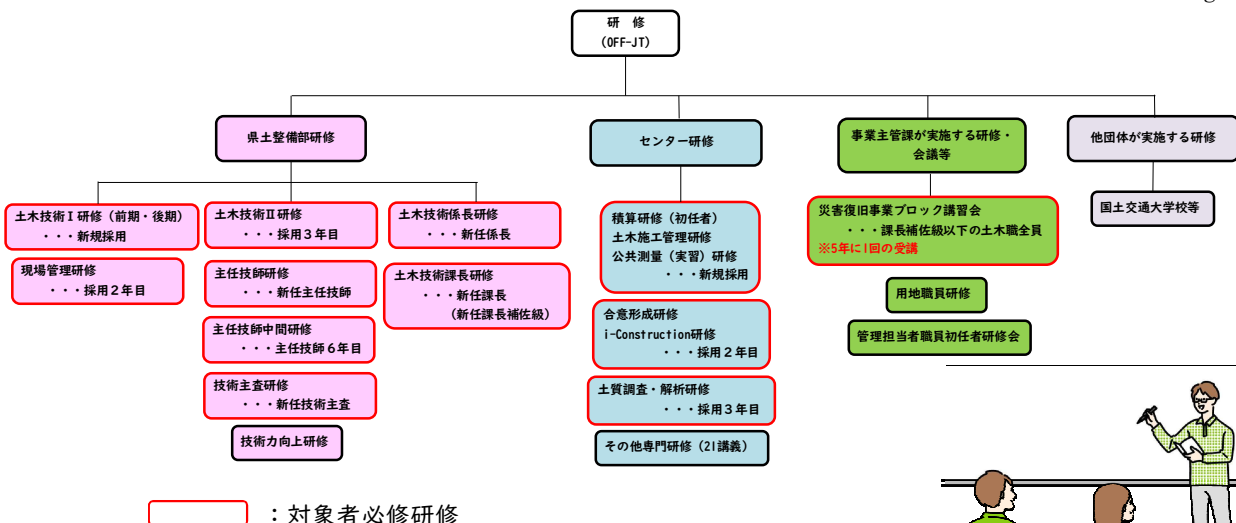
※SD：Self Development（自己啓発）の略  
自己研鑽はそのための手段



## (3) 土木技術職員研修（OFF-JT）

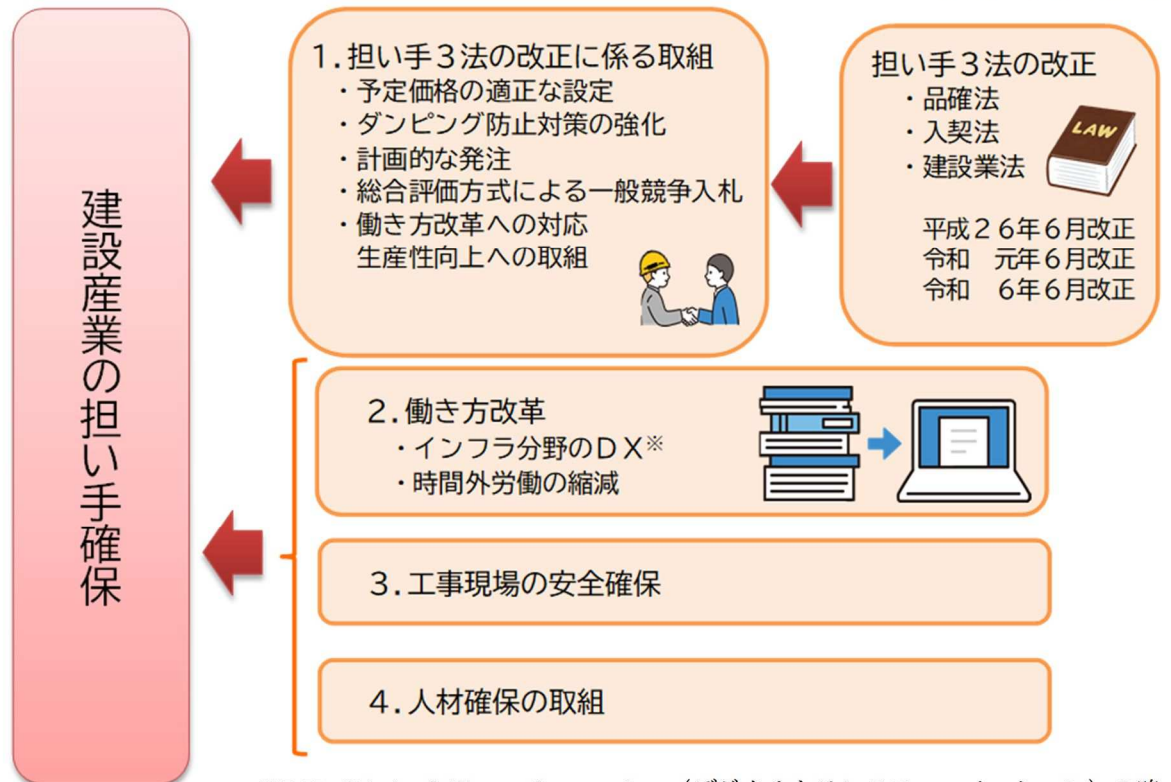
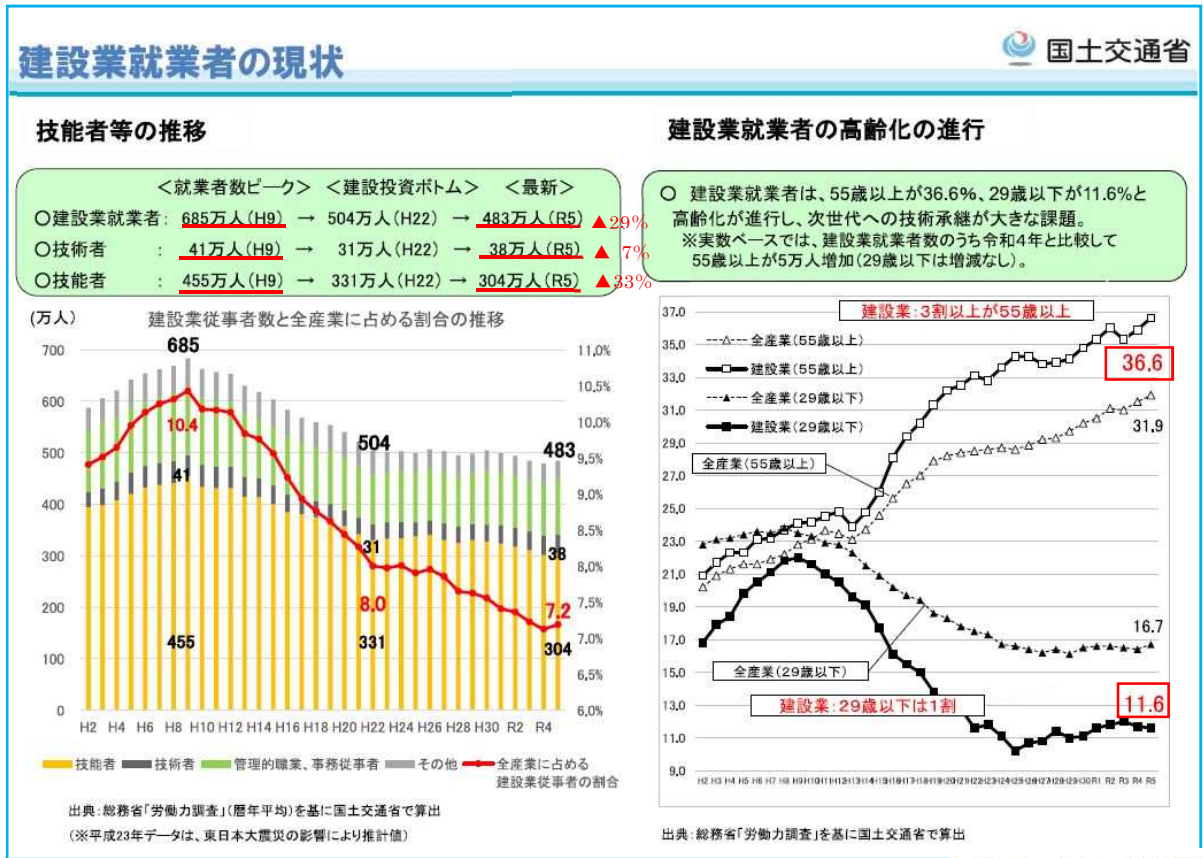
OJTを補完するために講義や演習形式の研修を実施します。①意欲・意識（モチベーション）の高揚、②経験の浅い若手職員の育成、③技術力の維持・向上、④技術研鑽意識の高揚、⑤公務員倫理の徹底の5項目を役割として設定しています。

※OFF-JT：Off the Job Trainingの略



## 2 担い手確保の取組

現在、我が国の建設業就業者はピーク時（H9）から約3割減少しており、特に技能者の減少が顕著となっています。さらに、ここ20年で急速に高齢化が進行しており、今後、高齢就業者の大量退職が見込まれることから、将来の担い手確保に向けた取組が急務です。



※DX: Digital Transformation (デジタルトランスフォーメーション) の略  
IoTやAI等の進化したデジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念

## (1) 担い手3法改正（品確法・入契法・建設業法）

### ア 平成26年6月における担い手3法改正

近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化や、建設業からの離職者の増加及び若年就職者の減少による将来の担い手不足などにより、地域の維持管理体制への懸念が生じています。これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる公共工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、以下のとおり法改正が行われました。

#### <法改正の概要>

##### 品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正（H26.6.4 公布・施行）

###### <目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

##### 入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正（H26.6.4 公布）

###### <目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的な措置を規定

■ダンピング対策の強化

・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加

・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

##### 建設業法の改正（H26.6.4 公布）

###### <目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発展

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による 担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

・業種区分を見直し、解体工事業を新設

・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

※国土交通省の資料をもとに作成

### イ 令和元年6月における担い手3法改正

平成26年の「担い手3法」の改正により、様々な成果がみられましたが、一方で、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正、i-Constructionの推進等による生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題も存在します。新たな課題に対応するため、再び担い手3法の改正が行われました。

## <法改正の概要>

### 品確法の改正 (R1.6.14 公布・施行)

- 災害時の緊急対応の充実強化：緊急性に応じた適切な入札方法の選択、建設業者団体等の災害協定の締結等
- 働き方改革への対応：適正な工期の設定、債務負担行為・繰越明許費の活用、発注見通しの公表等
- 生産性向上への取組み：情報通信技術の活用等
- 調査・設計の品質確保：測量、地質調査等の調査及び設計を法の対象として位置付け

### 建設業法・入契法の改正 (R1.6.12 公布)

- 建設業の働き方改革の推進：長時間労働の是正、現場の処遇改善
- 建設現場の生産性の向上：限りある人材の有効活用と若者の入職促進、建設工事の施工の効率化の促進のための環境整備
- 接続可能な事業環境の確保：経営業務管理責任者に関する規制の合理化、円滑な事業継承の仕組みの構築

※国土交通省の資料をもとに作成

## ウ 令和6年6月における担い手3法改正

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手3法の改正が行われました。

## <法改正の概要>

### 品確法の改正 (R6.6.19 公布・施行)

- 担い手確保のための働き方改革
  - ・賃金支払いの実態の把握、能力に応じた処遇、休日確保の促進 等
- 地域建設業等の維持に向けた環境整備
  - ・災害対応力の強化（災害対応経験者の把握、災害工事での労災保険契約締結促進） 等
- 新技術の活用等による生産性向上
  - ・ICT活用、新技術の予定価格への反映・活用、技術開発の推進
- 公共工事の発注体制の強化
  - ・維持管理の広域連携体制の構築、発注担当職員の育成、入札契約適正化の実効確保

### 建設業法・入契法の改正 (R6.6.14 公布)

- 労働者の処遇改善
  - ・建設業者による処遇確保を努力義務化し、国が取組状況を調査・公表
  - ・適正な労働費の確保と行き渡り、原価割れ契約の禁止 等
- 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止
  - ・資材高騰分等の転嫁円滑化（変更方法を契約書に記載）
  - ・請負額に影響を及ぼす事象の情報を契約前に発注者に通知することを義務化（受注者の申出、誠実協議）
- 働き方改革と生産性向上
  - ・工期ダンピング対策の強化（新たに受注者も禁止）
  - ・現場技術者に係る専任義務の合理化（情報通信機器を活用する等の要件に合致する工事の兼務） 等

※国土交通省の資料をもとに作成

## エ 担い手３法に係る県土整備部の主な取組

### ・ 予定価格の適切な設定

建設業者が適正な利潤を確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を設定している。

①労務単価・・・最新の公共工事設計労務単価を用いて予定価格を設定。

②資材単価・・・主要資材（生コンクリート、アスファルト混合物）は毎月改定。

③積算基準等・・・土木工事積算基準及び設計業務等積算基準は、最新のものを使用。

### ・ ダンピング防止対策の強化

公共工事の品質確保と下請けを含む建設業全体の労働環境の改善を図る。

①適正な最低制限価格の設定

②入札者に工事内訳書の提出の義務付け

③施工体制台帳の提出を義務付け

④下請業者との契約において社会保険料の内訳を明示した標準見積書の活用を要請

### ・ 計画的な発注

①発注見通し（発注予定情報）・・・予定価格が２５０万円を超える工事について四半期ごとに公表。

②発注・施工時期等の平準化・・・債務負担行為や余裕工期を活用し、工事の平準化を図る。

### ・ 総合評価方式による一般競争入札

公共工事の品質確保・向上と企業の技術力向上のため平成１９年１０月より総合評価方式による一般競争入札を導入しています。対象は５千万円以上の建設工事。

### ・ 働き方改革への対応、生産性向上への取組

①ＩＣＴ技術の活用（ＩＣＴ活用工事、遠隔臨場、情報共有システム（ASP方式）の試行）

②週休２日工事の試行

## (2) 働き方改革

公共工事の担い手の中長期的な育成及び確保を促進するために、インフラ分野のDXによる生産性向上や、時間外労働の縮減に向けた労働環境の改善を一段と強化する必要があります。

### 働き方改革の取組

#### インフラ分野のDX

昨今、生産性向上の取組の一環として、行政のデジタル化・スマート化が求められています。県土整備部においてもインフラ分野のDX推進のため以下の取組等を行っています。

##### ICT活用工事

建設現場に情報通信技術を導入



- ・ 3次元起工測量
- ・ 3次元設計データ作成
- ・ ICT建機による施工
- ・ 3次元施工管理
- ・ 3次元データ納品



インターネットを利用して  
受発注者間の情報を電子的  
に交換・共有

- ・ 工事、業務の書類
- ・ スケジュール調整 等

情報共有システム（ASP方式）

##### 遠隔臨場

インターネットを利用した  
遠隔からの現場確認及び指示



- ・ 段階確認
- ・ 材料確認
- ・ 立会 等

従来の現場での実施に代わるもの

公共事業の調達業務の電子化の促進

- ・ 電子入札
- ・ 電子納品



CALS/ECの活用



#### 時間外労働の縮減

若手技術者などの将来の担い手確保・育成を進める上で、労働環境の改善が大きな課題となっています。このため魅力ある建設現場を目指して、以下の取組を進めています。

##### 週休2日工事

建設現場での労働環境を改善し、担い手の確保・育成を支援するため「週休2日工事」を建設現場に導入

- ・ 現場閉所工事
- ・ 交替制工事

発生する諸問題に対し、迅速に対応することを目指す取組

- ・ 質問・協議へは「その日のうち」に回答
- ・ 即日回答が困難なものは回答予定日を予告 等

ワンデーレスポンス

##### ウィークリースタンス

受発注者間における仕事の進め方として、1週間における相互のルールや約束事、スタンスを目標として定める取組

- (例)
- ・ 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない 等

発注者・設計者・施工業者の三者において、目的、設計思想・条件等を共有し、課題等の意見交換を行い事業の円滑な執行を図るもの

三者協議会



建設産業の担い手確保

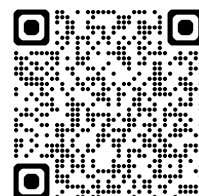
このほかにも福岡県では、国土交通省や県庁のデジタル化・D X化に伴う施策を踏まえ、インフラ分野のD Xを推進することを目的として、県土整備部D X推進T E A Mを設置し、各事業ラインを越えた情報共有や課題解決に取り組んでいます。

(参考) 建設業の働き方改革推進に向けた共通目標設定

九州・沖縄ブロック土木部長等会議のメンバーである国、県及び政令市は、建設業の働き方改革推進に向け、共通目標を設定し鋭意努力しています。

(令和7年度における共通目標)

- 週休2日工事の更なる「質の向上」に向けて
- インフラD Xの普及・拡大に向けて
- 建設業の魅力発信の取組拡大に向けて
- 市町村発注工事の働き方改革促進に向けて

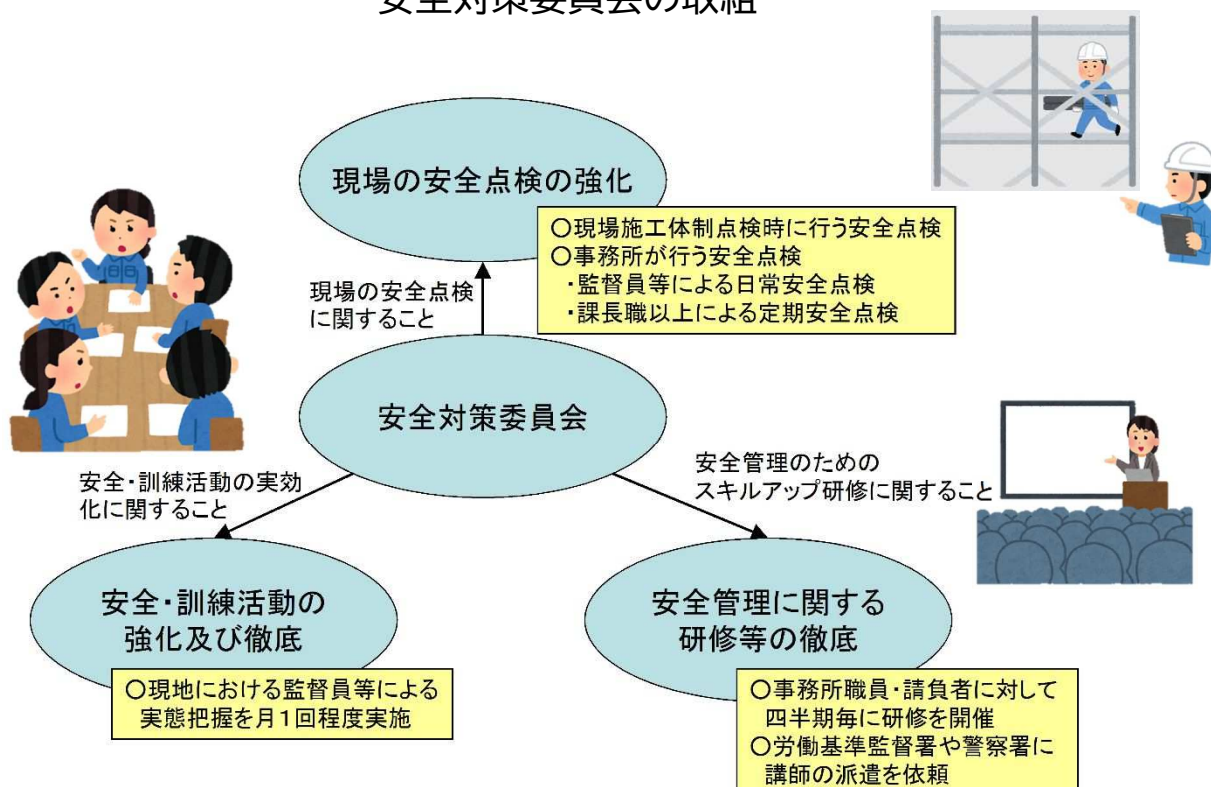


詳細はこちら

### (3) 工事現場の安全確保

公共事業の円滑な推進に向け、工事の安全確保は最優先事項です。このため、県土整備部では、各出先事務所に「安全対策委員会」を設置し、発注者・請負者で連携しながら下記の三本柱を中心に、工事現場の安全確保に努めています。

#### 安全対策委員会の取組



#### (4) 人材確保の取組

##### ア 建設産業の魅力発信

県では、若者に将来の職業候補の一つとして建設産業を認知してもらうため、業界団体と連携して効果的に建設産業の魅力を発信し担い手確保を促進する取組を行っています。

<令和6年度の取組>

##### 【お仕事フェス】

対象者：主に中高生



▲トークセッションの様子

##### 【仕事発見ワークショップ】

対象者：主に大学生



▲トークセッションの様子

##### 【女性活躍ワークショップ】

対象者：主に女性



▲トークセッションの様子

体験型コンテンツ  
の様子▼▶



福岡県建設産業魅力発信サイト

- ・建設産業 PR 動画
- ・建設関係のイベント情報 を掲載



##### イ 土木に関するイベントの実施

##### 【夏休み子ども企画展】

対象者：小学生

会 場：福岡県庁

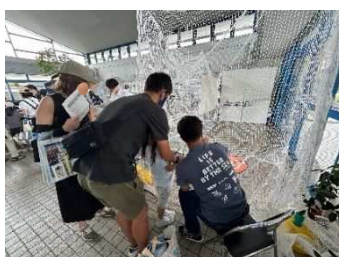


▲照明車、道路パトの展示

##### 【土木の日ファミリーフェスタ】

対象者：主に小学生

会 場：海の中道海浜公園



▲ドローン操作体験

##### 【土木の日パネル展】

対象者：県庁来訪者

会 場：県庁1Fロビー



▲大型標識(実物大幕)等の展示



▲信号の操作体験



▲パネル展示



▲パネル展示

### 3 公共事業評価制度

#### (1) 公共事業の新規事業採択評価制度

##### ア 概要

公共事業の実施過程における透明性の一層の向上と効果的な事業実施を図るため、新規事業採択にあたり評価を行うものです。

##### イ 評価対象

県土整備部が事業主体となって実施する公共事業のうち、新規事業採択評価審議委員会の審議を経て評価を行う事業は、下表に示す事業分野及び事業規模に該当する全ての事業（災害などの緊急的な事業、日常的な維持管理事業等を除く）を対象としています。

| 事業規模       | 事業分野                                   |
|------------|----------------------------------------|
| 事業費 10億円以上 | 改築系道路事業、河川改修事業、港湾事業、海岸事業、ダム事業          |
| 事業費 2億円以上  | 交通安全事業、河川環境事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業 |

#### (2) 公共事業の再評価制度

##### ア 概要

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後、一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等について評価を行い、事業の継続や見直し等の方針を決定するものです。

##### イ 評価対象

県土整備部（及び建築都市部）が事業主体となって実施する公共事業のうち、以下のいずれかに該当する全ての事業（維持管理、災害復旧等を除く）を対象としています。

- ① 事業採択後一定期間（５年間）が経過した後も未着工の事業
- ② 事業採択後長期間（１０年間若しくは５年間※<sup>1</sup>）が経過している事業
- ③ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業
- ④ 再評価実施後一定期間（５年間※<sup>2</sup>）が経過している事業
- ⑤ 再評価の実施主体が再評価の必要性があると判断した事業

※<sup>1</sup> 補助事業は５年間

※<sup>2</sup> 参考：建築都市部所管の下水道事業は１０年間

##### ウ 事業再評価検討委員会等

公共事業の再評価にあたり、第三者の意見を聴くため、学識経験者等から構成される委員会を設置しています。また、河川法に基づく河川整備計画策定に伴い流域協議会等が設置される場合は、委員会に代え、その協議会等において審議を行っています

※各評価制度の要領等及び評価実施個所は、県ホームページ参照

(新規事業採択評価)



(再評価)



## 4 公共事業の品質確保に向けた取組

### (1) 設計単価・積算基準・技術基準

県土整備部が発注する工事の設計積算の基礎となる設計単価・積算基準・技術基準等については、下記のとおり制定しています。

#### ア 設計・積算に関する図書

- ・毎月改定 土木工事実施設計単価表
- ・年1回改定 土木工事標準積算基準書、設計業務等標準積算基準書、  
用地調査等業務費積算基準書

#### イ 施工管理・技術管理基準に関する図書

- ・適宜改定 土木工事共通仕様書、設計業務等委託共通仕様書、測量業務共通仕様書、  
地質調査業務委託共通仕様書、用地調査等業務共通仕様書、  
土木工事施工管理の手引き

### (2) 土木資材等の検査・試験

土木工事に使用する主要な資材について、定期的に立会検査を実施し、品質管理の状況を確認しています。

#### ア 土木資材の検査

- ・アスファルト混合物 アスファルト混合物事前審査制度における検査に立会
- ・コンクリート二次製品 積ブロック、側溝、L型擁壁等

#### イ 公的試験機関の活用

- ・コンクリート 圧縮強度試験・曲げ強度試験
- ・鋼材 ガス圧接施工時の引張試験
- ・舗装工 コアの密度測定・ホイールトラッキング試験

### (3) 新技術・新工法の活用促進

#### 新技術・新工法活用促進制度

県土整備部では、「福岡県新技術・新工法活用促進制度」（愛称「福岡新技術・新工法ライブラリー」）により建設コストの縮減、環境負荷軽減等の社会資本整備に関する課題への対応や、県内の企業等の開発意欲向上や育成を図ります。

- ・申請情報は、県土整備部事業で活用可能な新技術・新工法の技術情報として、ホームページ等で広く周知、広報されます。
- ・基準適合情報は、上記に加え、設計時の工法検討の際に、比較検討の対象として活用されます。



(詳細はこちら)

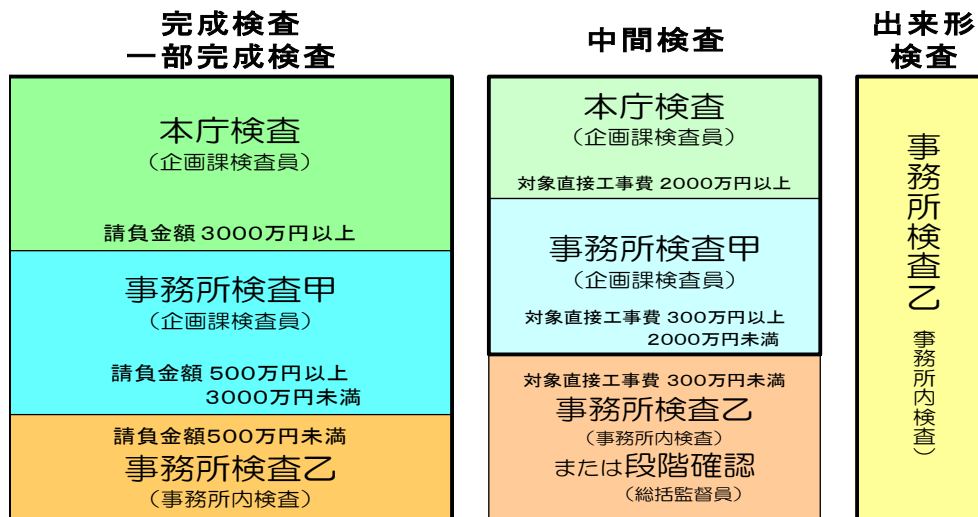


#### (4) 工事の検査体制

##### ア 概要

工事の検査には、その目的に応じて、完成検査・一部完成検査、中間検査、出来形検査があります。工事の全部または部分的に完成した段階で、契約内容どおり適正に履行されているか、施工管理資料及び現地計測等により確認を行います。また、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準の適宜見直しを行っています。

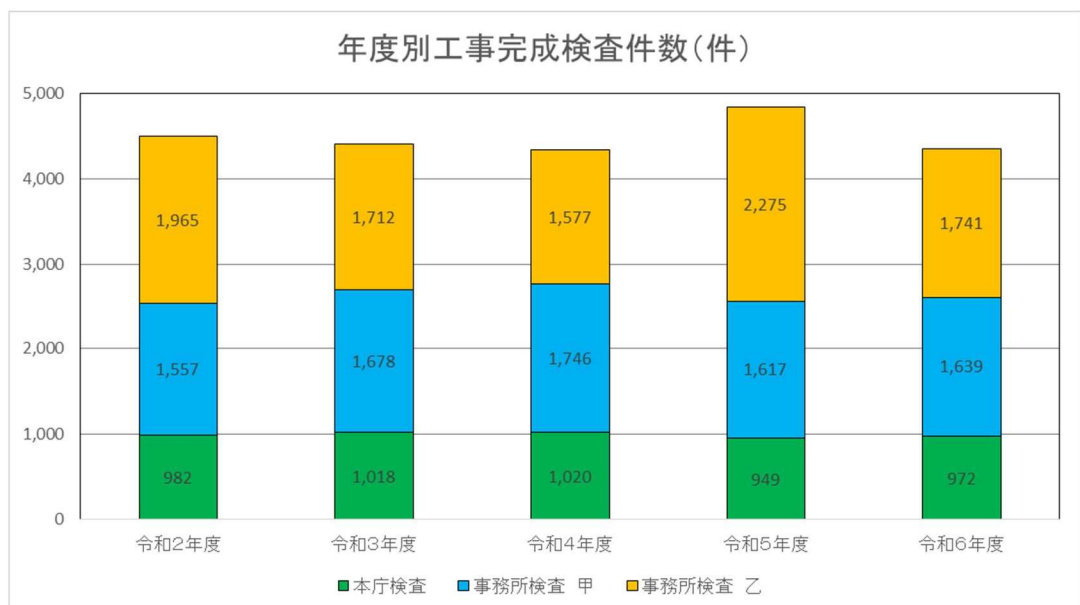
※最新版の「手引き」及び「共通仕様書」は、こちら→



##### イ 検査の目的

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。
- ② 公共工事の品質が確保されるよう、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資する。
- ③ 工事成績を評定することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価される。

##### ウ 検査件数の推移



## 5 建設副産物対策

建設工事においては、建設副産物（建設発生土、コンクリート、アスファルト、木材等の建設廃棄物）が発生します。県土整備部では、資源の有効利用や生活環境の保全に向け、3Rの推進や廃棄物処理の適正化を基本的な考えとした様々な取組を展開しています。また、国や地方自治体の各公共工事発注部局で構成された「建設副産物対策連絡協議会」において、情報交換の推進、各種施策の徹底など、各部局間の連携を図っています。



### (1) 建設廃棄物

#### 建設リサイクル法の推進

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」では、一定規模以上の建築物等の解体工事等については、分別解体等を行い、排出された特定建設資材の廃棄物の再資源化を義務付け、リサイクルを推進することにしています。県の公共工事においても、法に基づき、リサイクル材の利用を促進します。

※ 特定建設資材

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| ① コンクリート | ② コンクリート及び鉄から成る建設資材 |
| ③ 木材     | ④ アスファルト・コンクリート     |

### (2) 建設発生土

#### ア 建設発生土の有効活用

工事発注者間で土砂等の搬出・搬入の情報をデータベース化したシステムを活用し、建設発生土の工事間利用を促進します。

#### イ 改良土承認制度

建設発生土を改質した改良土の中で、一定の品質基準や環境基準を満たすものについては、県土整備部で承認し、その有効利用の促進を図っています。

承認された改良土については、定期的に品質確認を行い、必要に応じて立入調査も実施しています。

### (3) その他

#### 福岡県リサイクル製品認定制度

本県では、資源の循環及び廃棄物の減量の促進を図り、循環型社会の形成に資することを目的に、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定を行っています。（環境部所管）

県土整備部では本制度を活用し、認定された建設資材の積極的な利用を促進します。

## 6 災害への対応

### (1) 「風水災害時の緊急対策工事等に関する協定」の運用

県土整備部では、管理する公共土木施設が被災した際、その機能復旧を速やかに図るため、一定の条件を満たした地元建設業者と緊急対策工事等の実施に関する協定を締結しています。（協定期間：毎年 6/1～翌年 5/31）

この協定では、災害時の緊急対策工事に関すること以外に、建設業者の自主活動として公共土木施設の巡視や地域防災活動への参加、防災資格の取得等の推奨なども規定しており、日頃からの防災・減災への取組を強化しています。

### (2) 「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等の運用

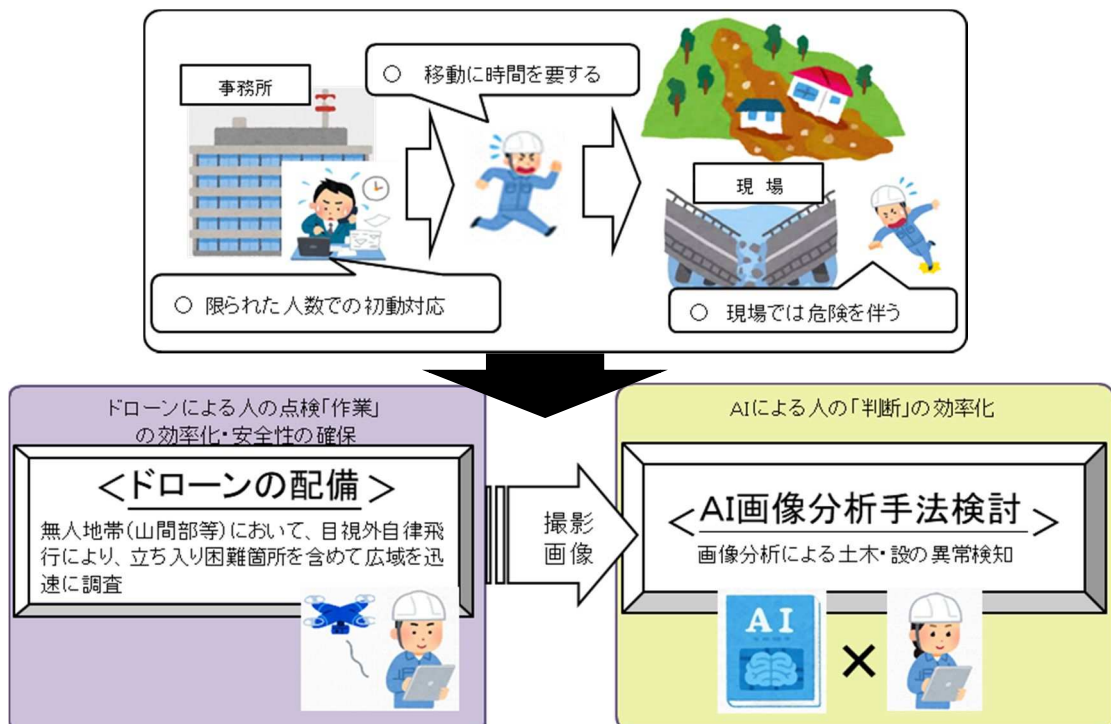
県土整備部では、大規模災害が発生した際に速やかに災害復旧対応を行うため、建設業関係団体と「大規模災害時における災害復旧支援業務等に関する協定」等を締結しています。

| 締結先                          | 締結日      | 主な支援内容          |
|------------------------------|----------|-----------------|
| (一社) 福岡県測量設計コンサルタンツ協会        | H26.4.24 | 道路及び河川の被害状況調査   |
| (一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会九州支部 | H26.7.11 | コンクリート橋等の被害状況調査 |
| (一社) 福維会                     | H28.8.9  | 道路のり面等の被害状況調査   |
| (一社) 福岡県交通安全施設業協会            | H29.9.11 | 交通安全施設工事、資器材の貸与 |

### (3) ドローンの配備

県土整備部では、全 11 県土整備事務所にカメラを搭載したドローンを導入し、災害発生時の迅速かつ安全な被害状況調査を行っています。また、令和 6 年度に目視外自律飛行が可能な高性能ドローンを 4 台導入し、災害時等における土木施設点検の効率化を図っています（AI による画像分析の手法も検討中）。

#### 現状・課題（大規模災害発生時等）



#### (4) 福岡県県土整備部緊急時派遣職員登録制度（通称：FK-Team）

県土整備部では、大規模災害が発生し、その被災箇所を管轄する県土整備事務所等において、被災事務所単独では対応ができない場合に、県土整備部内での応援を円滑に行うために下記の応援職員を定め、早期の災害復旧を図っています。

##### ア 初動対応職員

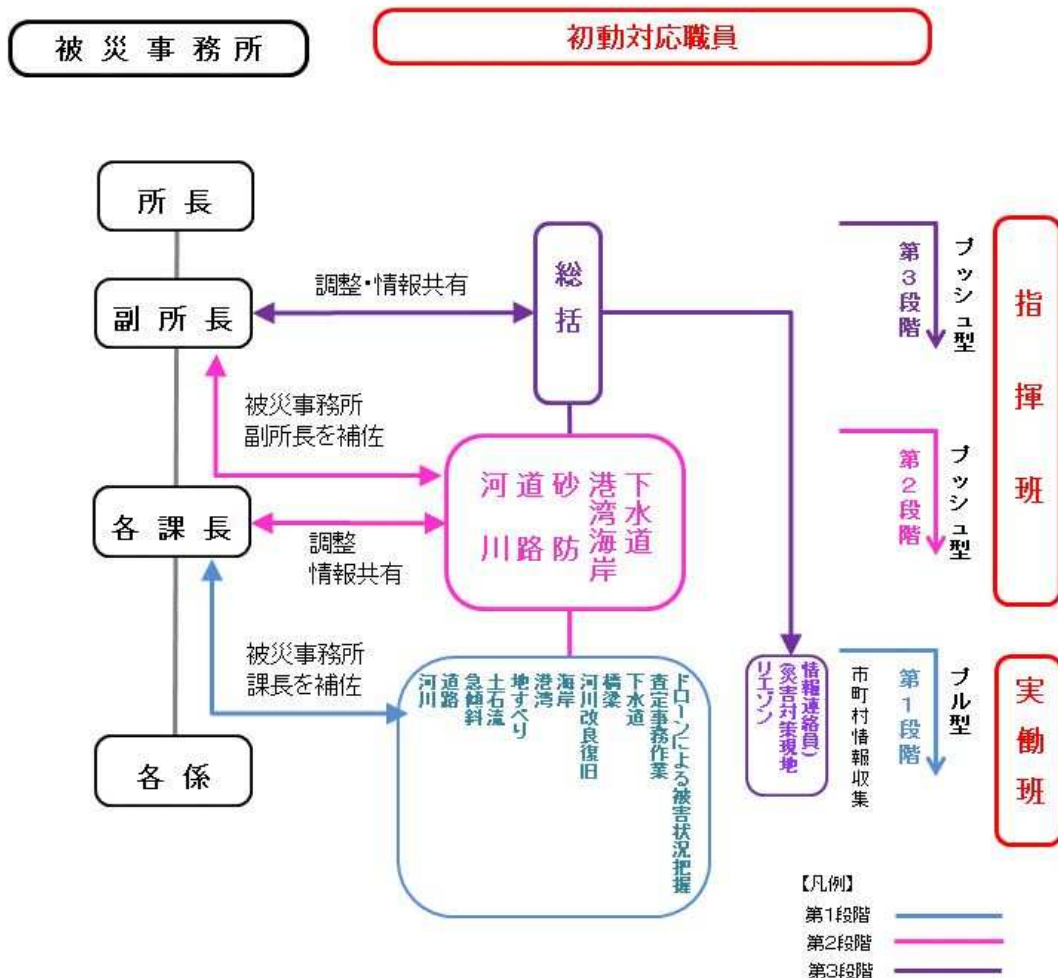
###### ・指揮班（課長級・補佐級）

災害発生直後から初動対応に必要な期間において、専門知識を活かした指導的な立場で技術的支援を行う職員。

###### ・実働班（係長級以下）

災害発生直後から初動対応に必要な期間（１～２週間程度）において、河川、道路、急傾斜、砂防、港湾などの専門知識を活かし、被災状況等の調査などの災害対応業務を行う職員。

大規模災害時の初動対応職員組織図



※総括指揮者は式半総括業務の他、被災市町村、自衛隊、TEC-FORCE などとの連絡調整業務を行い、指揮班、実働班に必要な業務を指示する。

##### イ 災害査定支援職員

被害の概要判明後から災害査定までの期間（１回の派遣につき原則２週間）において、派遣先事務所で配属された部署の上司又は指揮班の職員に従い、災害査定支援業務を行う職員。

## (5) 福岡県個別施設計画

本県では、「福岡県公共施設等総合管理計画※」に基づき、個別施設ごとに維持管理・修繕・更新等に係る取組方針や具体的な実施内容、時期等を示すものとして、個別施設計画を策定しています。

県土整備部では、所有または管理する全ての公共インフラ施設について、下表の施設類型に区分し15の個別施設計画を策定しています。

| 施設累計  | 主な施設                        | 計画策定数 |
|-------|-----------------------------|-------|
| 道路    | 舗装、橋梁、トンネル                  | 6     |
| 河川・ダム | 河川、ダム                       | 4     |
| 港湾    | 外郭施設、係留施設                   | 1     |
| 海岸    | 海岸保全施設                      | 2     |
| 砂防    | 地すべり防止施設、砂防設備<br>急傾斜地崩壊防止施設 | 2     |

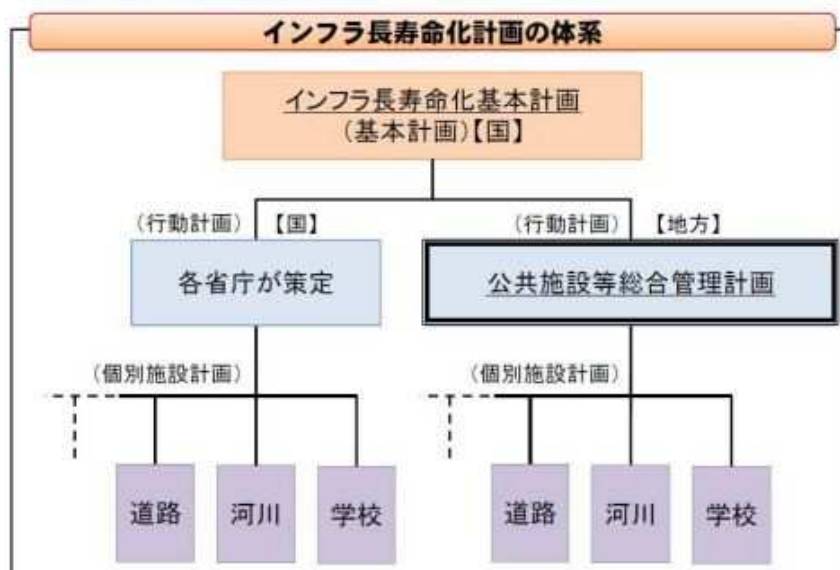
(個別施設計画)



※福岡県公共施設等総合管理計画

- ・ 目的：財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置の実現のための中長期的な計画
- ・ 位置付け：公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していくための基本的な方針
- ・ 対象施設：本県が所有し、または管理する全ての公共施設等

【参考 インフラ長寿命化計画の体系図】



(公共施設等総合管理計画)



※総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の概要」より

## 7 グリーンインフラの推進

### (1) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温の上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることです。

（「グリーンインフラ実践ガイド（概要）」国土交通省 より）

福岡県においてもグリーンインフラの積極的な活用については、道路排水を貯留・浸透させる植樹帯の導入の取組みを、久留米市において試験的に実施しており、その整備効果を検証してまいります。



グリーンインフラに係る県の取組事例(久留米市)

### (2) 緑化の取組

都市における「緑」は、木陰の創出など重要なものです。福岡県は緑化木の生産では全国有数の産地ですが、近年緑化木の需要が減少しています。

この取組を広げるために「街路樹リーフレット」を作成しています。

（街路樹リーフレット）



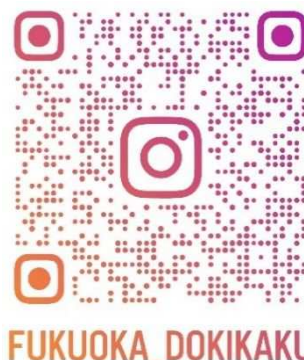
## 8 広報（情報発信）

### ・ SNS の活用

令和5年9月26日に「福岡県県土整備企画課」のInstagram公式アカウントを開設し、土木の魅力やイベント情報などを発信しています。



Instagram アカウントのプロフィールページ



Instagram アカウントの QR コード